

島田市民憲章 制定経過・内容説明（要旨）

平成 27 年 11 月 1 日（日）

島田市制施行 10 周年記念式典

発表者：島田市民憲章制定委員会 鈴木善彦委員長

【経緯の説明】

島田市民憲章の制定の経緯や趣旨等についてご説明いたします。

島田市民憲章制定委員会は各世代 10 名で構成し、特に、20 代、30 代の委員が過半数を占める若々しくフレッシュな委員会となりました。

平成 26 年度から足掛け 2 年、計 6 回の会議と現地視察の機会も持ち、毎回とも活発で楽しい会議となりました。

委員会ではまず初めに、憲章を「市民生活とまちづくりの指針」と確認しました。検討案だけでも数十に及び、途中、困難に直面することもありましたが、みんなで知恵を出し合い原案にたどり着きました。

委員会の原案に対し、パブリック・コメントの実施とそれを受けての修正、市議会の議決を経て、本日の制定にいたりしました。

憲章は前文と条文から成りますが、前文は憲章の精神を、条文は、指針を謳っています。

【前文の説明】

「さやかなる大井川」から始まる前文は、島田市ならではのもの。大井川こそ川根、金谷、島田の象徴です。大井川の恵みにより、島田市は自然も文化も歴史も産業も育まれてきました。そして今や、島田市は、大井川にかかる何本もの心の架け橋で結ばれています。

前文は、続いて、島田市を代表する風景を表現しながら、特に「みんなで幸せ分かち合うまち」という一節に島田市の気風を表現しました。

そして、続く 3 行では、まちづくりの精神として、歴史・伝統を重んじながら「思いやりにあふれる、誰にでも優しいまちづくり」を目指すことを謳いました。このフレーズは、若い委員の発案をみんなで練って、出来上がりました。

【条文の説明】

条文ですが、形として「わたしたち島田市民は」を主語に、まちづくりへの行動を 5 つの動詞に込めました。つまり、

・ 尊びます

- ・ 楽しみます
 - ・ 讚えます
 - ・ 励みます
 - ・ 創ります
- です。

とてもシンプルな文型ですが、この5つの動詞こそ、市民生活の行動の指針ともいふべきものです。

動詞の目的語は、それぞれ3つずつ。前の2つと3つ目を「そして」という接続詞で結んでいます。3つ目の目的語が前2つより広がりを持つからです。

条文の1つ目の動詞：尊びます。まさに、大井川の育んだ豊かな「しぜん」「文化」を尊ぶ。そして「人権」すべての人がお互いに人として尊びます。

2つ目：楽しみます。まず「まつり」を楽しむ。川根の野守まつり、金谷茶まつり、島田大祭、鬨まつりなど、各地の祭りは長く継承されて地域の文化と人々を結びつけています。

そして「スポーツ」を楽しむ。野球どころ島田。また、河川敷では、グラウンドゴルフやジョギング。先日開催された大井川マラソン in リバティも定着しました。さらに、高校のバレーや駅伝も全国大会の常連です。

そして「子育て」島田市は子育てを楽しんでできるところ。図書館や子ども館でも子どもの笑顔が絶えません。他市から転入してきた委員の発言の中にもそうありました。

3つ目：讚えます。誇らしい「歴史」東海道の歴史、大井川の歴史、開墾・開発の歴史などを讚えます。「産業」では木材、木工、パルプ、茶産業や花づくりなどこの地の多彩な産業。そして「協働」地域や各サークルや世代、国際交流でも協働してきました。これらを讚えます。

4つ目：励みます。「仕事」に励む。勤労、日々の家事に励むとともに、子どもたちはお手伝い、長年頑張ってくられたお年寄りは今もお留守番や子どもの見守りをしてくれます。「学習」では、学校での勉強はもちろん、読書や生涯に渡る学びに励み、楽しみます。そして、みんなで「健康づくり」に励む健やかなまちです。

最後に創ります。私たちのふるさと、一人一人にとっての、わたしのまち、島田。

これら5つの条文に市民生活・まちづくりの指針を込めました。

このように、憲章には過去、現在、未来に連なる島田市のアピールポイントを随所に表現しました。作成しながら、島田市は本当に誇らしいまち、「えまちだねえ」と委員一同共感し、このまちの未来を確信し合いました。

そして、この憲章には遊び心、味付けがあります。それは、各条文の頭を「しまだし」の語呂に合わせたところです。覚えやすさ、親しみやすさにも配慮してのことです。

以上、憲章制定の経緯や、憲章に込めました趣旨の説明とさせていただきます。